〃	第八百四回	一億八千五百八万円	一億八千五百万六千二百八十六円
合計		千五百六十四億九百三十万円	千五百六十二億五千七百六十五万九千十五円

○国土交通省告示第百七十六号

函館空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　函館空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　函館空港内及びその周辺　北海道函館市

四　変更した事項（変更前の事項については、昭和五十九年運輸省告示第十号を参照。）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路灯の項を次のとおり変更した。

誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ
		最大二十カンデラ

誘導路の両外側及びエプロンの外側
誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十六年二月二十八日

○国土交通省告示第百七十七号

枕崎ヘリポートの設置を許可したので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　空港の名称及び位置　枕崎ヘリポート　鹿児島県枕崎市　北緯三十一度十六分六秒　東経百三十度二十一分二十八秒（標高五十四・五メートル）

二　空港の範囲　第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

三　着陸帯　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ二十五メートル　幅二十メートル）

四　進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

五　進入表面　第二図のうち、着陸帯の二辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ八分の一のこう配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの

六　転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ並びにロヘ及びハト）を含む平面及び着陸帯の二辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ二分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の二辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の二辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

七　水平表面　第二図のうち、空港の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径二百メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

八　供用開始の予定期日　平成二十六年九月十八日

第一図　枕崎ヘリポート

